

# 仙台市一般廃棄物処理基本計画 改定中間案について ご意見をお寄せください

## 提出方法

電子申請にて提出いただくか、「ご意見提出様式」もしくは任意の様式に、ご意見・氏名・住所（法人・団体の場合は法人・団体名・代表者名・所在地）を記入し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

電子申請： 下記URL又は右の二次元コードから入力ください。

<URL> <https://logoform.jp/f/vjxIN>



郵 送： 〒980-8671（住所記入不要） 仙台市環境局資源循環企画課

ファクス： 022-214-8840

Eメール： [kan007210@city.sendai.jp](mailto:kan007210@city.sendai.jp)（件名を「一廃計画改定中間案意見」としてください）

※ 上記の提出方法によることが難しい場合には、別途可能な方法についてご相談ください。

## 募集期間

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

## 資料配布場所・閲覧場所

市政情報センター（市役所本庁舎2階）/各区役所（総合支所）総合案内/  
宮城野区・若林区・太白区情報センター/各市民センター/せんだい環境学習館たまきさんサロン/  
葛岡・今泉リサイクルプラザ/各環境事業所/環境企画課/資源循環企画課 など

また、市ホームページでもご覧いただけます。  
（「ご意見提出様式」も下記ページからダウンロードできます。）

「杜の都環境プラン」改定中間案の  
意見募集についても、同じ場所で資料を  
配布しています

<URL>  
<https://www.city.sendai.jp/kankyo-chose/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/r7ikenbosyu.html>



## 留意事項

- 電話や窓口など、口頭によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。
- 氏名・住所等の個人情報につきましては、適切な管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、個人が特定できないよう内容を編集し、ご意見に対する市の考え方とあわせて、後日、市ホームページで公表する予定です。  
なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

## お問い合わせ先

仙台市環境局資源循環企画課 〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町3階  
電 話：022-214-8230 ／ ファクス：022-214-8840  
Eメール：[kan007210@city.sendai.jp](mailto:kan007210@city.sendai.jp)

※ この冊子はリサイクルできます。「雑誌・雑がみ」に分別しましょう。

# 仙台市一般廃棄物処理基本計画 2021-2030 改定中間案【概要版】

みなさまからのご意見を募集します。

## <意見募集期間>

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

※提出方法などは裏表紙をご覧ください。

## 計画改定の趣旨

「仙台市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進等、本市の一般廃棄物処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針と施策を定めており、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」に掲げる環境都市像のひとつである「資源循環都市づくり」の実現を図るための個別計画として位置づけられています。

本市ではこの計画のもと、ごみの減量・リサイクルに関する各種広報や、令和5年度（2023年度）に全市展開した製品プラスチック一括回収によるリサイクルの推進、地域におけるごみの減量・リサイクル活動のリーダー的役割を担うクリーン仙台推進員との連携など、市民・事業者と密接に協働しながらごみ減量・リサイクルを進めてきました。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間であり、計画期間の5年目となる令和7年度（2025年度）に実施した中間評価の結果及び社会情勢等の変化を踏まえ、計画の中間見直しを行うこととし、検討を進めています。

令和7年9月  
仙 台 市

# 現行計画の概要と主な改定ポイント

## Ⅰ．現行計画の施策体系

本編 第3章 P.25

基本目標の達成に向けた現行計画における施策体系は、次のとおりです。

|                                  |     |                               |
|----------------------------------|-----|-------------------------------|
| 基本方針Ⅰ<br>発生抑制を中心とした<br>3Rの推進     | 施策Ⅰ | ごみ減量・リサイクルによる資源循環             |
|                                  | 施策Ⅱ | ごみの適正排出と分別の推進                 |
| 基本方針Ⅱ<br>わかりやすい情報発信と<br>行動する人づくり | 施策Ⅲ | きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底            |
|                                  | 施策Ⅳ | 社会環境の変化への対応                   |
|                                  | 施策Ⅴ | 環境美化の推進                       |
| 基本方針Ⅲ<br>安全安心かつ安定的な<br>処理体制の確保   | 施策Ⅵ | ごみの適正処理体制の確立                  |
|                                  | 施策Ⅶ | 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保 |

## Ⅱ．現行計画の目標と中間評価

本編 第2章 P.7

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 評価基準 | ○：達成に向け進捗している △：一部遅れている ×：遅れている |
|------|---------------------------------|

| 基本目標                 | 基準値<br>令和元年度<br>(2019年度) | 実績値<br>令和6年度<br>(2024年度) | 中間目標<br>令和7年度<br>(2025年度) | 最終目標<br>令和12年度<br>(2030年度) | 評価 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|----|
| ①ごみ総量                | 37.3万トン                  | 33.6万トン                  | 35万トン                     | 33万トン                      | ○  |
| ②最終処分量               | 5.2万トン                   | 4.2万トン                   | 4.9万トン                    | 4.6万トン                     | ○  |
| ③1人1日当たりの<br>家庭ごみ排出量 | 463グラム                   | 417グラム                   | 430グラム                    | 400グラム                     | ○  |
| ④家庭ごみに占める<br>資源物の割合  | 42.5%                    | 45.5% ※                  | 35%                       | 30%                        | △  |

※令和5年度（2023年度）に製品プラスチック一括回収を全市で開始したことに伴い、当該年度から製品プラスチックを資源物として計上しています。

基本目標のうち、①ごみ総量、②最終処分量、③1人1日当たりの家庭ごみ排出量については中間目標を達成する見込み。一方、④家庭ごみに占める資源物の割合については、高止まりで推移しており、さらなる分別徹底に向けた取り組みを強化する必要があります。

## Ⅲ．主な改定ポイント

### （Ⅰ）基本的な考え方の一部見直し

本編 第3章 P.20

国が令和6年（2024年）8月に策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」において国家戦略として位置づけられた循環経済への移行、「仙台市ダイバーシティ推進指針（令和7年（2025年）3月策定）」に基づくダイバーシティまちづくりの視点について、それぞれ以下のとおり本計画の基本的な考え方に取り入れるとともに、基本方針・施策等へ反映します。

#### “杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができると目指して、世代や国籍の違い、障害の有無なども含め、誰もがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3Rに取り組めるよう、市民や事業者など多様な主体と協働して、循環経済への移行に向けた意識醸成・行動変容を推進するとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

※改定箇所を下線で示しています

### （Ⅱ）基本目標②最終処分量の目標の一部見直し

本編 第3章 P.22

令和6年度（2024年度）実績値において、すでに最終目標を達成する見込みであることから、下表のとおり最終目標値を改め、さらなる減量を目指します。

| 基本目標   | 令和6年度<br>(2024年度)<br>実績値 | 当初                         | 改定案<br>令和12年度<br>(2030年度)<br>最終目標<br>4.0万トン |
|--------|--------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
|        |                          | 令和12年度<br>(2030年度)<br>最終目標 |                                             |
| ②最終処分量 | 4.2万トン                   | 4.6万トン                     |                                             |

▲6千トン



※その他の基本目標については、今回見直しは行わず、引き続き最終目標の達成に向けた取り組みの推進・強化を図ります。

### （Ⅲ）基本方針と施策・取り組みの一部見直し

本編 第3章 P.25～P.42

中間評価の結果及び社会情勢等の変化を踏まえ、基本方針Ⅰを一部見直すとともに、計画期間後期において実施・検討すべき取り組みの主な変更点について、以下のとおり整理しました。

新規 …新たに実施・検討する事項 変更 …取り組みの強化等、内容の一部を変更する事項

#### 基本方針Ⅰ 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

※改定箇所を下線で示しています

##### 施策Ⅰ ごみ減量・リサイクルによる資源循環

###### Ⅰ-Ⅰ プラスチックごみの削減〔重点〕

- 粗大プラスチックのリサイクル手法の検討 **新規**

###### Ⅰ-Ⅱ 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル〔重点〕

- 食品ロス削減の取り組み
- 3010運動の推進・食べ残しの持ち帰りの推奨等、宴会や外食時における食品ロス削減の促進 **変更**
- 生ごみ削減の取り組み
- 事業系食品廃棄物のリサイクル推進 **新規**

###### Ⅰ-Ⅲ 緑のリサイクル〔重点〕

- 落ち葉の堆肥化モデル事業等の実施 **変更**

###### Ⅰ-Ⅳ 資源を効率的・循環的に利用する循環経済への移行の推進〔重点〕 **新規**

- リサイクル製品の「地産地消」の推進 **新規**
- 資源の水平リサイクルの推進 **新規**
- 民間事業者と連携した回収拠点のさらなる利用促進 **新規**
- 地域内のリペア・リユース事業者との連携推進 **新規**

##### 施策Ⅱ ごみの適正排出と分別の促進

###### Ⅱ-Ⅰ 雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底〔重点〕

- 資源循環の「見える化」等による分別意識の醸成 **新規**
- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の排出ルールの周知強化 **新規**

#### 基本方針Ⅱ わかりやすい情報発信と行動する人づくり

##### 施策Ⅲ きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

###### Ⅲ-Ⅱ 環境教育の推進〔重点〕

- 環境学習・啓発拠点の整備の検討 **新規**

###### Ⅲ-Ⅲ 外国人や若年層への周知・啓発

- 外国人住民の交流の場等における周知・啓発の検討 **新規**

##### 施策Ⅳ 社会環境の変化への対応

###### Ⅳ-Ⅱ 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設 **変更**

##### 施策Ⅴ 環境美化の推進

###### Ⅴ-Ⅱ 地域清掃や集積所管理の推進

- 家庭ごみ集積所排出実態調査のあり方の検討（クリーン仙台推進員との協働） **変更**
- 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」（表彰制度）のあり方の検討 **変更**
- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設〔再掲〕 **変更**

#### 基本方針Ⅲ 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

##### 施策Ⅵ ごみの適正処理体制の確立

###### Ⅵ-Ⅰ 処理施設の整備計画

- 今泉工場建替事業の推進 **新規**
- ペット斎場建替事業の検討 **新規**

###### Ⅵ-Ⅲ ごみ処理手数料のあり方に関する検討

- 処理原価等を踏まえた手数料の見直しの検討 **変更**

##### 施策Ⅶ 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保